

南空知圏域の形成に関する協定書

令和 2 年（2020 年）10 月 9 日

岩見沢市、夕張市、美唄市、三笠市、
南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町

南空知圏域の形成に関する協定書

岩見沢市、夕張市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町（以下「連携市町」という。）は、南空知圏域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道が定める広域連携加速化事業推進要綱（令和2年7月14日行連第67号）に基づき、連携市町が相互に役割を分担し、連携を図りながら、南空知圏域に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図り、安心して暮らせる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 連携市町は、前条に規定する目的の達成のために南空知圏域を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 連携市町が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び連携市町の役割は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（事業の執行に当たっての連携及び負担）

第4条 連携市町は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事業の執行に当たるものとする。

2 連携市町は、別表に定める取組を推進するために必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

(協定の変更)

第5条 連携市町は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。

(協定の解消)

第6条 連携市町は、この協定を解消しようとするときは、協議により合意を得るものとする。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合の処理は、連携市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、連携市町が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年（2020年）10月 9日

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市

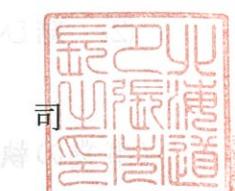
岩見沢市長 松野



夕張市本町4丁目2番地

夕張市

夕張市長 厚谷



美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市

美唄市長 板東知文



三笠市幸町 2 番地

三笠市

三笠市長

西 城 賢 策



空知郡南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号

南幌町

南幌町長

大 崎 貞



夕張郡由仁町新光 200 番地

由仁町

由仁町長

松 村



夕張郡長沼町中央北 1 丁目 1 番 1 号

長沼町

長沼町長

齋 藤 良 彦



夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地

栗山町

栗山町長

佐々木



樺戸郡月形町 1219 番地

月形町

月形町長

上 坂 隆



別表（第3条、第4条関係）

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1)防災

地域防災体制等の充実

取組の方向性	住民が安心して住み続けることができるよう、災害リスクを直視し、いざという時に自らの命を守り、地域で支え合うことができる「災害に強い地域づくり」を目的に、職員・住民への防災教育や備蓄等、まさかへの備えを連携して進めていく。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9市町の職員や自主防災組織、住民など各層を対象とした防災教育・防災訓練等の共同実施 ・防寒着や段ボールベッド等、被災時の避難所生活に必要な物資を中心とした必需品の共同備蓄 ・圏域内の防災対応状況が共有可能なツールの検討、開発 ・隣接市町への広域避難や広域備蓄など、広域連携体制の構築
連携市町の役割	<p>【岩見沢市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町と連携して行う取組の企画調整等総合業務 ・防災関係機関・団体等との連絡・調整 ・その他、連携における中心的な業務 <p>【夕張市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や住民などへの連絡・周知・広報等の協力 ・必要に応じ、研修会場や備蓄品の収納場所等の協力 ・その他、連携における各種協力
備考	発災時における連携対応は、「南空知災害時相互応援に関する協定」（平成24年11月26日）に基づき実施し、平常時の備えの取組を広域連携により行う部分は本事業で実施することを基本とする。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通の維持確保と利用促進

取組の方向性	高齢化や人口減少社会に対応した住民の移動手段の確保や観光客など交流人口も含めた移動の利便性を図ることを目的に、交通ネットワーク整備や公共交通の利用促進等を連携して進めていく。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域公共交通の利便性の向上に資する I C T 等を活用した各種交通モードの連携の円滑化・ 地域公共交通の利用促進に関する取組・ 地域公共交通の担い手（事業者・運転手等）確保に係る取組
連携市町の役割	<p>【岩見沢市】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民間事業者、各市町及び関係団体との企画調整等総合業務・ 各市町の意見・各種情報の集約・ その他、連携における中心的な業務 <p>【夕張市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業の積極的なプロモーション活動の実施・ 各市町における意見・各種情報の共有・ その他、連携における各種協力

(2) I C T インフラ

I C T インフラの研究・活用

取組の方向性	急激に進む人口減少に伴う労働力不足、業務の高コスト化などの諸問題に対応し、行政サービスの維持・確保や地域活性化を図る目的で、行政・産業各分野への I C T インフラの活用を連携して進めていく。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・ I C T インフラを活用した地域課題対応の検討や先進事例の共有、実験的事業の検討・ 自治体クラウド（各市町の情報システムやデータを外部のデータセンターにおいて管理・運用し、共同利用する取組）導入を見据えた調査・研究・ R P A、A I 等、 I C T 技術活用の研究及び実験的事業の検討
連携市町の役割	<p>【岩見沢市】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各市町と連携して行う取組の企画調整等総合業務・ 民間事業者・関係機関等との連絡・調整・ その他、連携における中心的な業務 <p>【夕張市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各市町における意見・各種情報の共有・ その他、連携における各種協力

